

施策名【地域交通ネットワーク】

章	節	施策		主要施策	事務 事業 コード	事業数	事務事業	管理 方法	補助 金	補助金等名称	課	係	備考
2. 地域の特徴を生かしたつながりあるまちづくり	2. 地域をつなぐ交通ネットワークの形成	2. 地域交通ネットワーク	(1)	地域幹線道路網の整備	2221-1	1	道路等整備促進事業	通常			土木課	総務係	
					2221-2	2	建設部連絡調整事業	通常			土木課	総務係	
			(2)	生活道路の整備充実	2222-1	3	街路整備事業	通常			都市計画課	街路係	
					2222-2	4	臼田土木事業	簡易			臼田支所	経済建設環境係	
					2222-3	5	浅科土木事業	簡易			浅科支所	経済建設環境係	
					2222-4	6	望月土木事業	簡易			望月支所	経済建設環境係	
			(3)	道路等の計画的な維持管理	2223-1	7	道路等管理事業	通常			土木課	管理係	
					2223-2	8	アダプトシステム事業	通常			土木課	管理係	
					2223-3	9	道路新設改良事業	通常			土木課	維持係	
					2223-4	10	道路維持修繕事業	通常	1	小型除雪機等購入費補助金	土木課	維持係	
					2223-5	11	除雪・凍結防止剤散布	通常			土木課	維持係	
					2223-6	12	舗装復旧受託事業	通常			土木課	維持係	
					2223-7	13	県道工事地元負担事業	通常			土木課	維持係	
					2223-8	14	橋りょう維持修繕事業	通常			土木課	維持係	
					2223-9	15	現年土木災害復旧事業	通常			土木課	維持係	
					2223-10	16	幹線道路拡幅改良事業	通常			道路建設課	道路建設係	
					2223-11	17	東西幹線整備事業	通常			道路建設課	道路建設係	
					2223-12	18	歩道整備を伴う道路改良事業	通常			道路建設課	道路建設係	
			(4)	地域公共交通の維持・見直し	2224-1	19	交通対策事業	通常	2	生活路線バス維持費補助金	生活環境課	生活公共交通係	

令和6年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	佐久市小型除雪機等購入費補助金		
事務事業名称	道路維持修繕事業	事務事業コード	2223-4
所 管	建設	部	土木 課 維持第1・2 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)		種別	事業費補助金(その他事業補助金)		
根拠法令等名称	佐久市小型除雪機等購入費補助金交付要綱				法令種別	要綱
始期	平成 25 年度 (経過年数 10 年)		終期設定	(有)・無)		終期 令和 10 年度
目的	冬期間の道路交通確保を図るため、区・PTA等の公共的団体が除雪作業を行う場合に必要な小型除雪機等の購入に要する経費を補助する。					
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	区等が道路等の公共施設を除雪するために購入する、小型除雪機および除雪作業を行う場合に必要な小型除雪機等の購入に要する経費を補助する。					
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)		☒ 特定団体(市が事務局となっていないもの)			
	☐ 不特定団体		☐ 個人			
	名称(個人は除く)	区、PTA等				
指標設定	設定の考え方	小型除雪機の設置台数(前年度実績)			目標値	4
	指標が数値でない場合の評価方法	-				

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交付件数	4 件	2 件	
決算額(予算額)	858,265 円	382,000 円	1,200,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円
	一般財源	858,265 円	1,200,000 円
指標	目標値 (単位)	4 件	4 件
	実績値 (単位)	4 件	2 件
	達成率	100.0 %	50.0 %
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	-	-

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・幹線道路等を除雪路線に定め、委託業者による除雪を行っているが、生活道路や通学路、歩道等の除雪は、区やPTAの皆様を実施していただいている。 ・対応してくださる区やPTAの皆様が必要とする除雪設備購入を補助する必要がある。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・平成25年度より、累計55件、総額12,858千円の交付を行った。今後、平成26年2月のような豪雪に対して、佐久市全体【行政(公助)・市民(自助)・地域(共助)】が一体となり安全で快適な市民生活を実現させるため、効率的で効果的な除雪体制を整えていたい。 ・また、小型除雪機等の更新のニーズに対応するため、制度の維持をしたい。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和6年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	生活路線バス維持費補助金		
事務事業名称	交通対策事業	事務事業コード	2224-1
所 管	環境	部	生活環境 課 生活公共交通 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(建設的事業費等費補助金)			
根拠法令等名称	佐久市生活路線バス運行費等補助金交付要綱			法令種別	要綱	
始期	昭和 61 年度 (経過年数 38 年)	終期設定	(有・無)	終期	令和	年度
目的	一般乗合バスの廃止に伴い、生活路線バスの運行の確保を図る。					
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	事業者が行う1年間の生活路線バスの運行に係る経常費用から経常収益を控除した額の10/10以内。 事業者が行う生活路線バスの運行に係る買換え車両の購入に要する経費の10/10以内(1両につき、600万円または実質購入費から残存価格としてその100分の10を控除した額の少ない額)。					
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)		☐ 特定団体(市が事務局となっていないもの)			
	☒ 不特定団体		☐ 個人			
	名称(個人は除く)	道路運送法(昭和26年法律第183号。)第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車事業を経営する者				
指標設定	設定の考え方	昨年度の廃止代替バス利用者数に対する実績利用者数を指標とし、昨年を下回らないことを目標とする。			目標値	39,800人
	指標が数値でない場合の評価方法					

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交付件数	2 件	2 件	
決算額(予算額)	41,521,000 円	37,170,000 円	52,900,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円
	一般財源	41,521,000 円	52,900,000 円
指標	目標値 (単位)	43,900 人	39,800 人
	実績値 (単位)	43,922 人	39,853 人
	達成率	100.0 %	90.8 %
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	△	左記の理由、課題等	・路線バスは主に高校生の通学手段として利用されており、市民ニーズを適切に把握しつつ、必要な路線を維持していく必要がある。 ・運転手不足や運行事業者の経営状況は厳しい状況が続いており、利潤を生じさせない補助金による路線維持の有効性を見直す必要がある。
	有効性	△		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	縮小
今後の取組方針	運行事業者からの申し出による不採算路線の減便・廃止が見込まれるため、沿線自治体や運行事業者との協議を進める。 減便・廃止が生じた場合の対応として、児童生徒の通学にはスクールバス運行、住民の通院・買い物等にはデマンド交通等により移動の利便性を確保する。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	—
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	×
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア) 当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ) 団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ) 団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ) 受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ) 市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑧ 本補助金の対象路線は、採算のとれない赤字路線でありながらも、地域住民の移動のために維持する必要がある路線である。運行事業者としては、10/10の補填が無い場合は、即廃線対象となってしまうことから1/2補助では補助金の目的を達成できない。

今後は、児童生徒の通学に必要な路線のスクールバス化やデマンド交通の利便性向上等による効率化を進めるとともに、必要なバス路線及び便の確保・維持を図る。